

これまでの経過と取組状況の報告

- ①景観形成の取組
- ②屋外広告物の取組
- ③ストリートデザインガイドラインの実現に向けた取組

前回の景観審議会までの経過

- 前回審議会は令和6年1月に開催
- 前回までの審議会案件（令和2～5年度で検討し、答申いただいたもの）
 - ・茨木市東西軸（中央通り・東西通り）ストリートデザインガイドラインの策定（令和6年3月策定）
 - ・茨木市屋外広告物条例・施行規則の制定（令和6年3月制定、令和7年1月施行）
 - ・茨木市屋外広告物ガイドラインの策定（令和6年3月策定）
 - ・上記ガイドライン策定に伴い、茨木市景観計画の一部変更（令和6年3月変更）
- 屋外広告物の除却・改修に対する補助制度を、令和6年7月から創設・運用

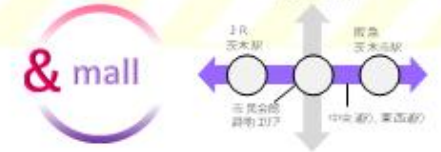
茨木市東西軸（中央通り・東西通り）ストリートデザインガイドライン



Project 07

ストリートデザインガイドライン

中心部の各拠点をつなぐメインストリートと、道路空間と沿道建築物が一体となった、歩いて楽しく滞在や活動したくなるような魅力ある景観形成を図ることにより、各拠点の賑わいを面的に広げ、中心市街地の活性化に寄与する。



3 目指すべき将来像

東西軸の特徴やワークショップ、社会実験の実施を通して把握した東西軸に対するニーズを踏まえ、目指すべき将来像をまとめました。また、将来像の実現にあたって、重視する4つの視点を整理しました。

目指すべき将来像

人が主役になり、まちの魅力を“次ぐ”2つのメインストリート

市役所、おにクル、元茨木川緑地などがある中心部と両駅をつなぐメインストリートとして、目的地へ向かう期待感や魅力的な雰囲気を出す歩きやすく、歩きたくなる空間をデザインし、各拠点の魅力をまち全体に広げていく。

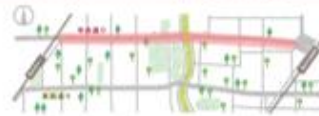
将来像を実現する上で重視する4つの視点

- 視点1** ゆったり並んで安全・安心に通行できる
- 視点2** 人と人とのコミュニケーションを楽しめる
- 視点3** 沿道の賑わいやうおいが感じられる
- 視点4** まちなかの個性がつながりまちに出かけたいくなる

中央通り（デザインコンセプト）

賑わいと交流を育む親しみやすいデザイン

気軽に立ち寄れるオープンなお店の店先で交流が生まれ、まちの賑わいや人々の活動が広がる通り



東西通り（デザインコンセプト）

身近にうるおいを感じる良質で落ち着いたデザイン

自然による癒しを感じ、おしゃれなお店でさやかな交流を楽しむ自由に過ごせる落ち着いた通り



前回の景観審議会までの経過

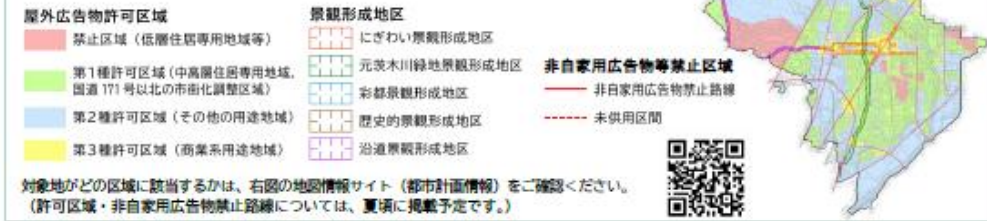
屋外広告物条例・施行規則

主な変更内容 ① 掲出できる広告物の基準を用途地域ごとに定め、非自家用広告物の掲出が制限される路線を拡充します。

屋外広告物を掲出する土地の用途に応じて3種類の区域に分け、それぞれに許可基準を設けます。なお、自然との調和の観点から国道171号以北の調整区域を規制が強い住宅系と同じ区分へ移行します。
また、非自家用広告物の掲出を禁止する路線を7路線から20路線に拡充します。

主な変更内容 ② 景観形成上重要な地区として位置づけられている地区において、事前協議制度を導入します。

茨木市景観計画における「景観形成地区」は特に良好な景観形成を図る必要がある地区であるため、同地区で広告物を新規で掲出・変更する場合は、市との事前協議が必要となります。



主な変更内容 ③ 自然とまちとの調和に配慮した許可基準に変わります。また、景観形成地区においては上乗せ基準を設けます。

第2種許可区域においては次のような基準があります。

- 屋上広告物**
縦幅は建物高さの5分の1以下
外壁の延長面からの突出禁止 など
（景観形成地区では1面当たり30㎡以下）
- 壁面広告物**
表示面積は壁面の5分の1以下
縦幅は壁面高さの2分の1以下 など
（景観形成地区では1壁面当たり30㎡以下）
- 地上広告物**
地上から最上端までの高さは15m以下
表示面積は30㎡以下（片面では15㎡以下） など

主な変更内容 ④ 安全点検を義務付ける広告物や報告書を作成できる資格が変わります。

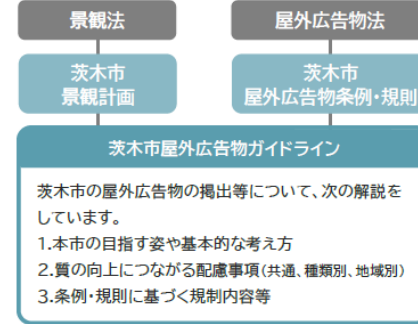
公衆に対する危害を防止するため、安全点検を義務付ける広告物の対象を「地上から高さが4mを超え、表示面積が3㎡以上の広告物」に変更します。

これに当てはまらない広告物については義務ではありませんが、安全確保を促進するため、年1回を目安に安全点検をお願いします。

また、安全点検報告書を作成できる者の資格について、実務経験と広告物全般の知識の観点から「ネオン工事資格者」を除外し、「1級広告美術仕上げに係る技能検定合格者」を加えます。



屋外広告物ガイドライン

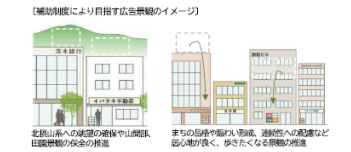


屋外広告物除却・改修補助制度

茨木市内の屋外広告物の除却・改修費用を補助します

茨木市では茨木らしい魅力ある景観形成等を推進するため、令和6年3月に茨木市独自の屋外広告物条例・施行規則、ガイドラインを策定しました。令和7年1月以降は、広告物の新規・継続許可申請時は、原則、条例等の基準に適合していただく必要があるため、事業者の負担軽減を図り、条例への早期適合と広告物の質の向上を促進することを目的に、広告物の除却・改修に係る費用の一部を補助します。

最大 **100万円** 補助
 申請をお早めに



補助対象・金額

■ 広告物の除却

① 市域全域
これまで掲出の許可(前条例に基づく許可)を受け、市条例・施行規則の基準・区域に適合しなくなる広告物の除却・処分に関する費用(税抜)

補助率 50%

限度額 50万円

② 中央通り、東西通り（景観重要道路）
エリアに存する広告物の除却・処分に関する費用(税抜)

補助率 50%

限度額 100万円

■ 広告物の改修

① 市域全域
これまで掲出の許可(前条例に基づく許可)を受け、市条例・施行規則の基準・区域に適合しなくなる広告物を、同基準・区域とガイドラインに適合するように改修(解体・設置を含む)するために要する費用(税抜)

補助率 50%

限度額 50万円

② 中央通り、東西通り（景観重要道路）
エリアに存する広告物を、ガイドラインに適合するように改修(解体・設置を含む)するために要する費用(税抜)

補助率 50%

限度額 100万円

募集期間

令和6年7月から令和8年12月まで
 ※各年度の予算上限を超えた場合は受付を終了します。

先着で受け付けますので、申請される場合は、お早めをお願いします。



【問い合わせ先】茨木市 都市整備部 都市政策課（市役所南館5階）
 電話：072-620-1660（直通）、E-mail: toshi@city.ibaraki.lg.jp



取組状況の報告

- 本市の景観まちづくりの取組について、年に1回程度取組状況の報告を行う
- 多角的な意見や助言により取組について向上を図る

茨木市の 景観まちづくり

景観形成の取組

- ・ 協議、届出
- ・ 景観アドバイザー制度
- ・ 景観の啓発 等

屋外広告物の取組

- ・ 協議、届出
- ・ 啓発パトロール
- ・ 除却、改修の状況 等

ストリート デザイン ガイドライン に関する取組

- ・ 景観形成の誘導状況
- ・ 道路空間再編に向けた
社会実験 等



①景観形成の取組

②屋外広告物の取組

③ストリートデザインガイドラインの
実現に向けた取組

①景観形成の取組

■景観条例、景観計画について

- ・ 茨木市は、平成22年に景観行政団体となり、平成24年3月に「茨木市景観条例」及び「茨木市景観計画」を策定
- ・ 茨木市の景観に関する指導は、景観法、茨木市景観条例及び茨木市景観計画に基づく
- ・ 令和6年3月からは、茨木市東西軸ストリートデザインガイドラインのデザイン指針に沿う建築物等になるよう誘導を行っている
- ・ 茨木市景観条例は、現在まで改正なし
茨木市景観計画は、茨木市屋外広告物ガイドライン及び茨木市東西軸ストリートデザインガイドラインの策定に伴い、令和6年3月に一部変更している



①景観形成の取組

■景観条例、景観計画について
景観要素とめざす景観像

茨木市の景観要素

①自然景観	②歴史的景観	③沿道景観	④市街地景観
北摂山系の森林、棚田や 集落、田園、河川等	西国街道、亀岡街道等	一般国道、府道等の広域 幹線道路沿道等	住宅地、商業地、工業地等
			

茨木市のめざす景観像

北摂の自然と歴史に育まれ うるおいと心づかひの感じられるまち いばらき

①景観形成の取組

■景観条例、景観計画について

景観計画区域・景観形成方針の設定

1) 対象地域：本市全域

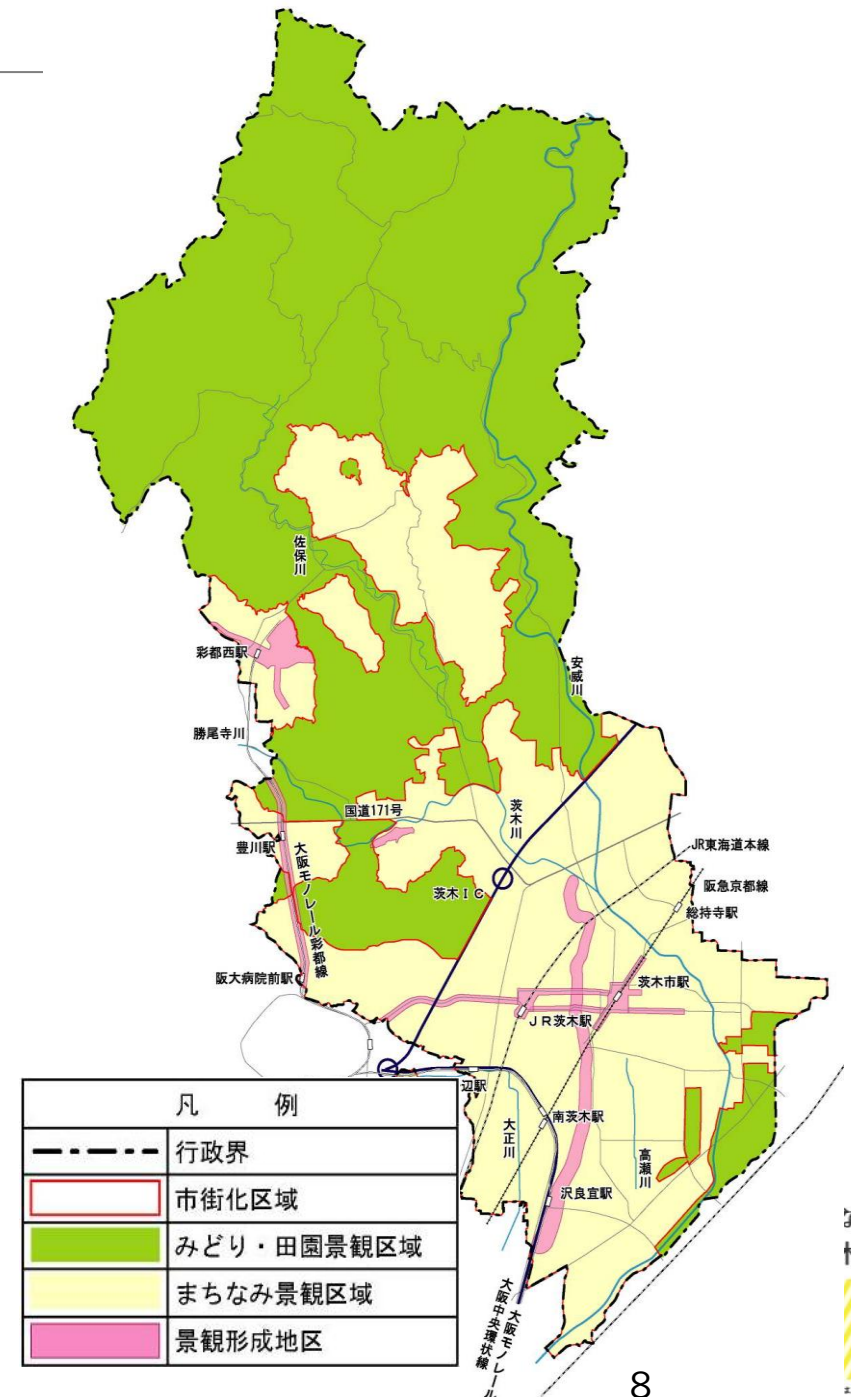
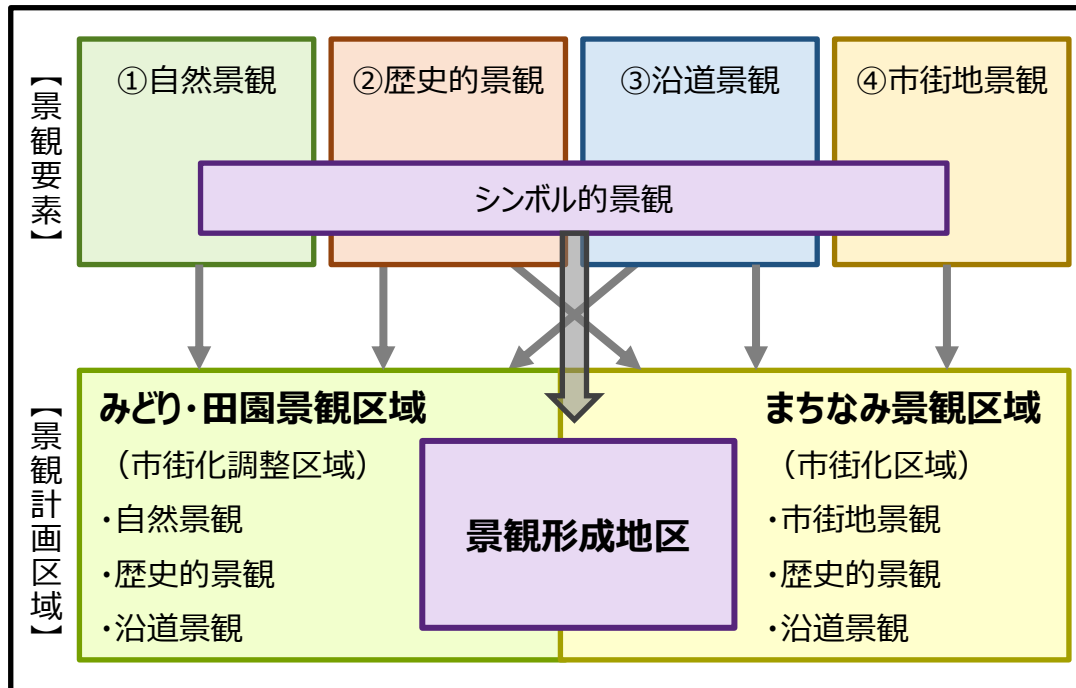
2) 景観計画区域

○みどり・田園景観区域：市街化調整区域

- ・眺望を守る、・周辺の自然環境への影響を軽減させる、
- ・緑の量を確保する、・落ち着いた景観を保全する

○まちなみ景観区域：市街化区域

- ・眺望を守る、・圧迫感を軽減する、・ゆとり、うるおいを感じさせる、
- ・歴史を感じさせる、・周辺と調和した景観を形成する



① 景観形成の取組

■ 景観条例、景観計画について 景観計画区域・景観形成方針の設定

3) 景観形成地区

本市のシンボルと言える景観であり、市として景観形成上、特に重要と考える地区、及び地元発意によって積極的に景観形成を進めようとしている地区を5か所指定

<景観形成地区名> 5か所



①にぎわい景観形成地区



④歴史的景観形成地区



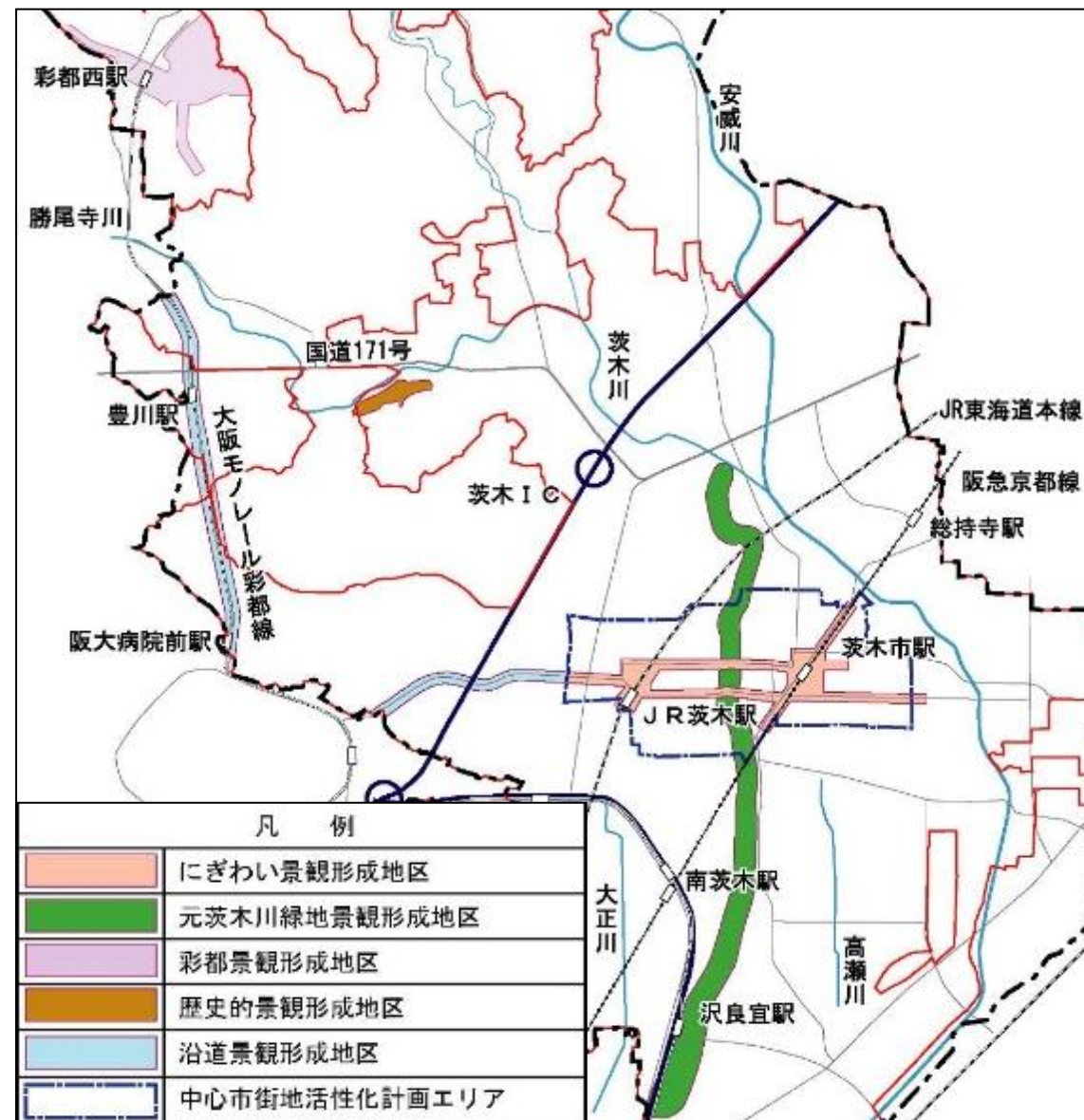
②元茨木川緑地景観形成地区



⑤沿道景観形成地区



③彩都景観形成地区



①景観形成の取組

■景観条例、景観計画について

景観形成基準

・茨木市における景観の届出が必要な規模

対象物	届出対象行為	規模		
		景観形成地区	まちなみ景観区域	みどり・田園区域
建築物 (法16条1項1号)	新築、増築、改築もしくは移転 外観を変更することとなる修繕 もしくは模様替え又は色彩の変更	すべて	①階数4以上 もしくは ②高さ10m以上 もしくは ③建築面積1000㎡以上 (増築にあたっては、既存建築物 の建築面積との合計が1000㎡以上 のもの)	①階数3以上 もしくは ②建築面積300㎡以上
工作物 (法16条1項2号)	新設、増築、改築もしくは移転 外観を変更することとなる修繕 もしくは模様替え又は色彩の変更	すべて	①地盤面からの高さが10m以上 もしくは ②築造面積1000㎡以上	①地盤面からの高さが10m以上 もしくは ②築造面積300㎡以上
土地	開発行為 (法16条1項3号)	すべて	行為地の面積1000㎡以上	行為地の面積500㎡以上
	土地の形質の変更 (条例10条1項1号)	すべて	行為地の面積1000㎡以上	行為地の面積1000㎡以上
その他	物件の堆積 (条例10条1項2号)	すべて	行為地の面積1000㎡以上	行為地の面積1000㎡以上

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

①景観形成の取組

■景観条例、景観計画について

景観形成基準

・配慮すべき事項

景観計画区域（みどり・田園景観区域、まちなみ景観区域）

景観形成地区（にぎわい景観形成地区、元茨木川緑地景観形成地区、彩都景観形成地区、歴史的景観形成地区、沿道景観形成地区）

計7つの区分ごとに、配慮すべき事項の基準を設定

行為	配慮すべき事項
建築物の新築又は移転等	<ul style="list-style-type: none">● 配置、規模、高さ● 形態、意匠● 色彩● 素材● 光源等● 緑化、外構
工作物の新設又は移転等	
開発行為	<ul style="list-style-type: none">● 方法 (地形の改変を最小限にするなど)
土地の形質の変更	
物件の堆積	



①景観形成の取組

■協議、届出

<市（行政）による景観誘導の仕組み>

事前協議（景観条例第9条）

届出（景観法第16条）

↑
助言・指導

景観アドバイザー

- 市・市民・事業者等が行う良好な景観の形成に向けた取組について専門的な助言や指導を行う（景観条例第31条）
⇒大規模な建築物の建築等に際して、アドバイザー会議を開催して、助言・指導

—景観アドバイザー名簿—

分野	氏名	職・経歴
環境デザイン	中井川 正道	京都美術工芸大学 芸術学部 教授
ランドスケープ	武田 重昭	大阪公立大学大学院 農学研究科 准教授
建築・都市計画	阿久井 康平	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科 准教授

事前協議件数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
届出件数	104件	87件	82件	115件	81件
景観アドバイザーによる助言件数	2件	2件	0件	2件	4件

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

①景観形成の取組

■協議、届出

景観アドバイザーによる助言件数

・令和3年度	2件
・令和4年度	2件
・令和5年度	0件
・令和6年度	2件
・令和7年度	4件

◆令和7年度案件概要

第一回：元町共同住宅 新築計画

第二回：松下町 倉庫新築計画

第三回：南安威二丁目 大阪府営茨木南安威住宅建て替え計画

第四回：彩都やまぶき データセンター新築計画



R6年度開催時の様子

◎高度特例許可案件、中央通り・東西通りにおいて周辺に影響が多いと思われる建物について開催している。

設計完了後に事前協議に来られる案件が多い為、アドバイザー会議後の大幅な計画の変更が難しい場合が多い。

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

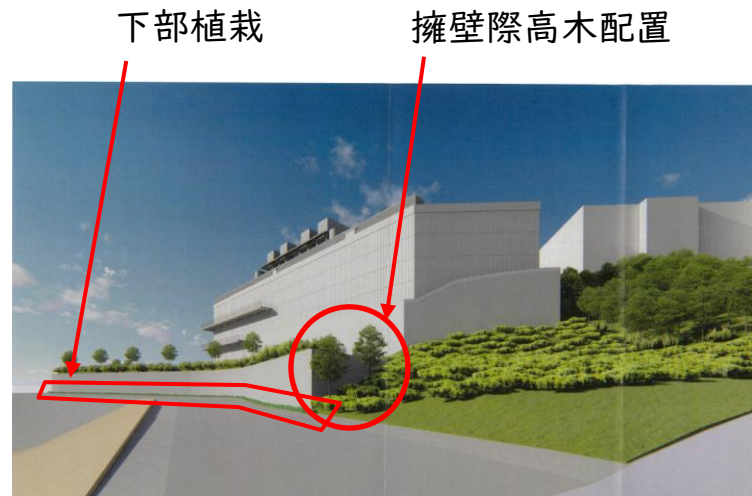
① 景観形成の取組

■ 協議、届出

第四回：彩都やまぶき データセンター新築計画（景観アドバイザー変更前/変更後）



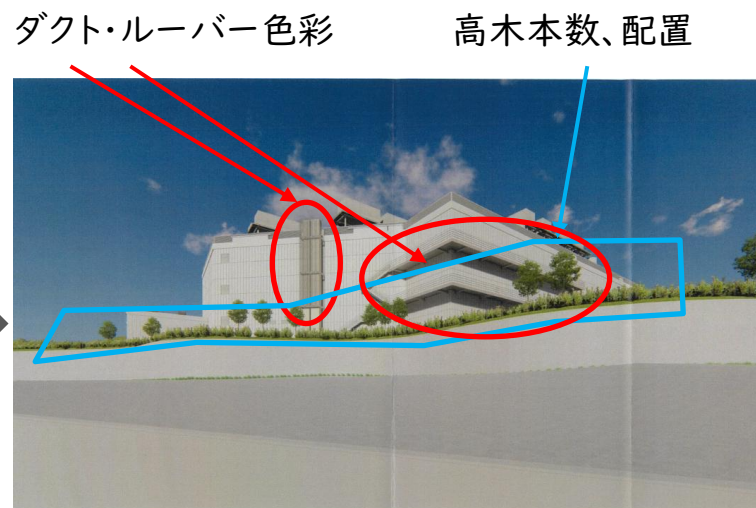
変更前



変更後



変更前



変更後

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

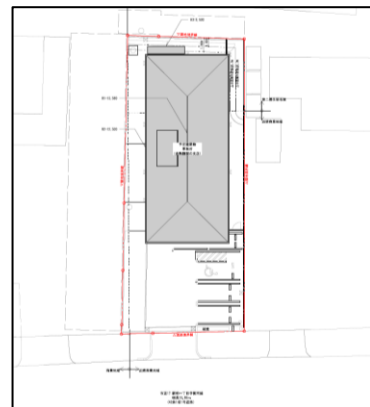
① 景観形成の取組

■ 協議、届出

ストリートデザインガイドラインに基づく景観誘導について

・ 東西軸における景観の協議

■ R7年度: 案件 (事務所 (金融機関の支店))



ロストリートデザインガイドライン 緑化イメージ



事前協議前の相談時では地被植物のみの計画であったが、東西軸ストリートデザインガイドラインに沿った内容での設計としていただくよう再々依頼した。

その結果、実際に届出者、設計者の双方が現地を歩き、周辺沿道が緑化されていることを認識し、通常支店では計画しない、中低木の植栽を配置する計画に変更となった。



・事前協議時前の計画
(地被植物のみ)



・事前協議時後の計画
(地被植物+中低木+照明)

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

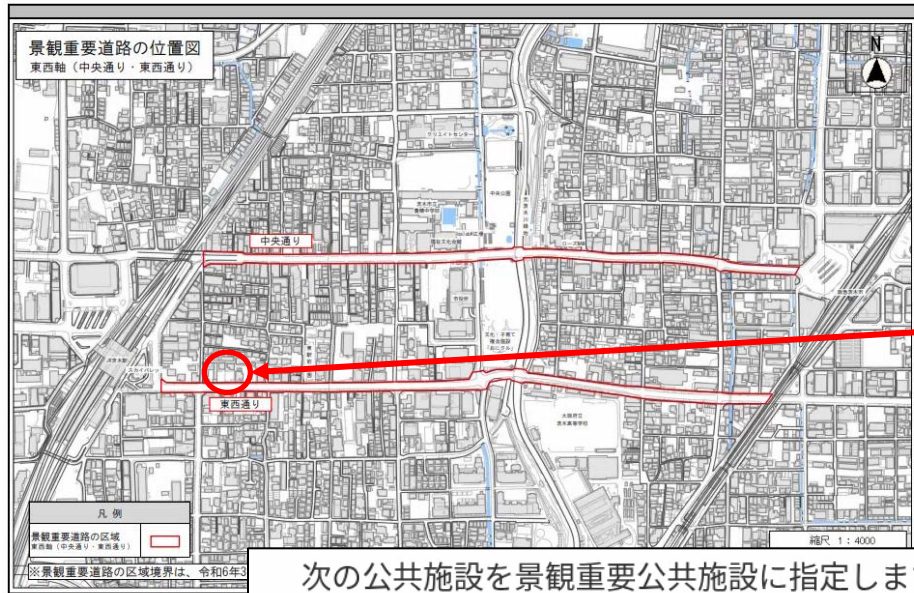
①景観形成の取組

■協議、届出

ストリートデザインガイドラインに基づく景観誘導について

・景観重要公共施設の協議

景観重要公共施設とは道路や河川、公園など地域の景観の骨格となる公共施設のうち、景観上特に重要なものを景観計画に位置付けたものです。整備の方針や占用許可の基準を定めることで、周辺と調和した良好な景観形成を図ります。



・R6年8月
景観重要公共施設の占用等の許可に係る事前協議
(住所:駅前1丁目2番28号)



よしだ内科・呼吸器内科
クリニック YOSHIDA CLINIC

072-645-4159

看板のデザインも周囲の景観に配慮した、白地をベースにデザインされている。鮮やかな色も極力最小限にとどめられています。

次の公共施設を景観重要公共施設に指定します。

景観重要道路：＜東西軸（中央通り・東西通り）＞

名称（愛称）	区間（起点～終点）
中央通り	別院町4番～駅前一丁目1番
東西通り	西中条町2番～別院町7番

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

①景観形成の取組

■協議、届出

景観の届出件数

- 令和5年度 82件
 - 令和6年度 115件
 - 令和7年度 81件
- ※令和8年2月末時点



事前協議で協議事項ありの件数

- 令和5年度 3件
 - 令和6年度 5件
 - 令和7年度 6件
- ※令和8年2月末時点



①景観形成の取組

■景観の啓発

景観絵画コンクール

目的：若年層(及びその家族)の景観意識の向上

テーマ：わたしの好きな茨木の景観

美術教員・美術協会会員による一次審査ののち、
おにクルで一般投票を実施

応募数：小学校1～3年：134作品

小学校4～6年：112作品

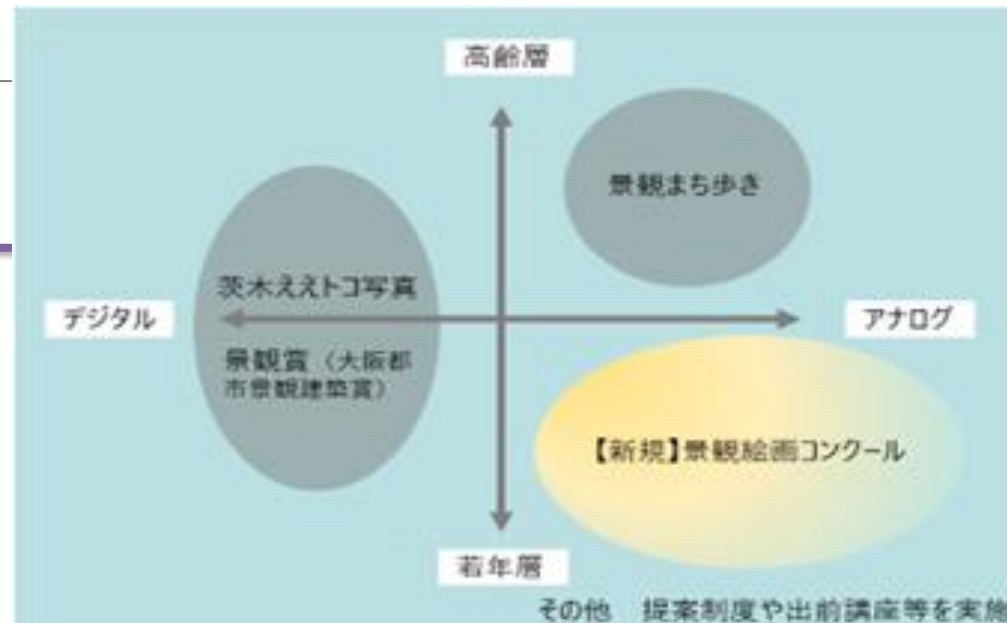
中学校1～3年：8作品

合計：254作品

おにクルでの投票者数：419人

オンラインでの投票者数：889人

合計：1308人



おにクルI階展示の様子(屋外)



おにクルI階展示の様子(屋内)



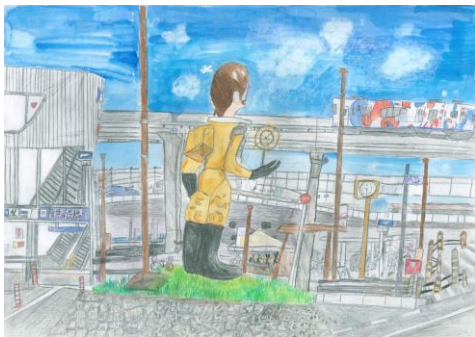
次なる
茨木へ。



①景観形成の取組

景観絵画コンクール

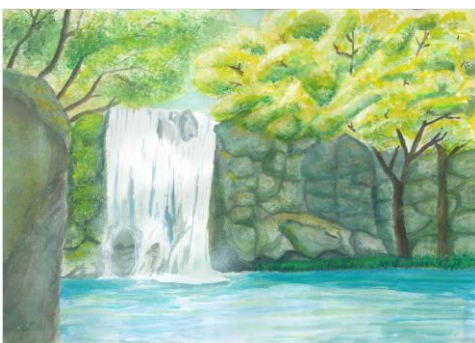
●入賞作品(小1~3年生)



●入賞作品(小4~6年生)



●入賞作品(中1~3年生)



入賞作品を以下の日時、場所において展示

日時:令和7年11月29日(土)・30日(日)

場所:イオンモール茨木 2階中央エスカレーター横(南側)



得られた効果

- ・幅広い世代が景観について考える機会の創出
- ・茨木の好きな景色や地域の魅力の再発見



おにクル展示作品の作者には、
作品の缶バッジをプレゼントしました

次なる
茨木へ。



茨木には、次がある。

景観行政における課題

- (1) 事前協議（アドバイザー会議）の実効性の向上
 - 早期に計画を把握し、景観の協議をスタートする
 - 中央通り、東西通りについては、ストリートデザインガイドラインに沿う設計となるよう粘り強く交渉をする

- (2) 東西軸の建築物低層部への、店舗や休憩スペース等の設置について
 - 駐車場附置義務条例を廃止（R8.4）、東西軸駐車場設置要件の検討

- (3) 景観の啓発（景観絵画コンクール）の向上と効果測定
 - 向上：市の広報誌へ入賞作品やインタビュー等を掲載
 - 効果測定：アンケートによる景観意識の調査

①景観形成の取組

②屋外広告物の取組

③ストリートデザインガイドラインの
実現に向けた取組

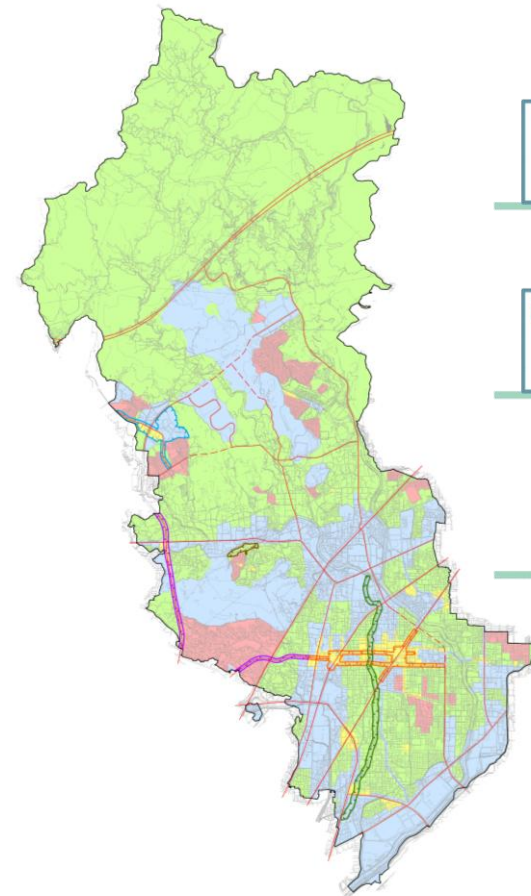
②屋外広告物の取組

茨木市屋外広告物条例の施行

(R6.3 制定 R7.1 施行)

～大阪府屋外広告物条例との主な違い～

- ①用途地域ごとの許可区域の設定
- ②自然とまちとの調和に配慮した許可基準への変更
- ③景観形成地区の上乗せ基準の追加
- ④景観形成地区における事前協議制度の導入
- ⑤非自家用広告物の禁止区域の拡充
- ⑥安全点検報告書の添付が必須の広告物の規模の変更
- ⑦安全点検報告書を作成できる資格の変更



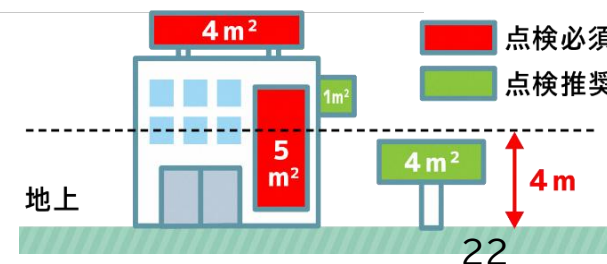
屋上広告物
縦幅は建物高さの5分の1以下など



壁面広告物
表示面積は壁面の5分の1以下など



地上広告物
表示面積は両面で30㎡以下など



②屋外広告物の取組

茨木市屋外広告物ガイドラインの運用



条例・施行規則の許可基準や許可申請手続きについての解説に加え、以下の項目を記載

①共通の配慮事項

- ・規模、配置
- ・形態、意匠
- ・色彩
- ・照明

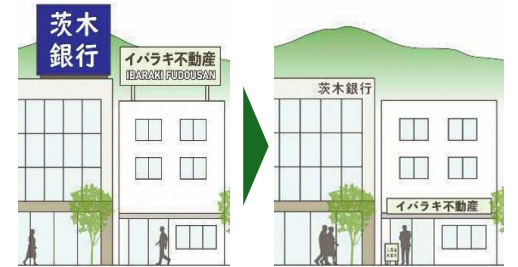
②種類別の配慮事項

- ・屋上広告物
- ・壁面広告物
- ・突出広告物
- ・地上広告物
- ・車両利用広告物
- ・デジタルサイネージ等

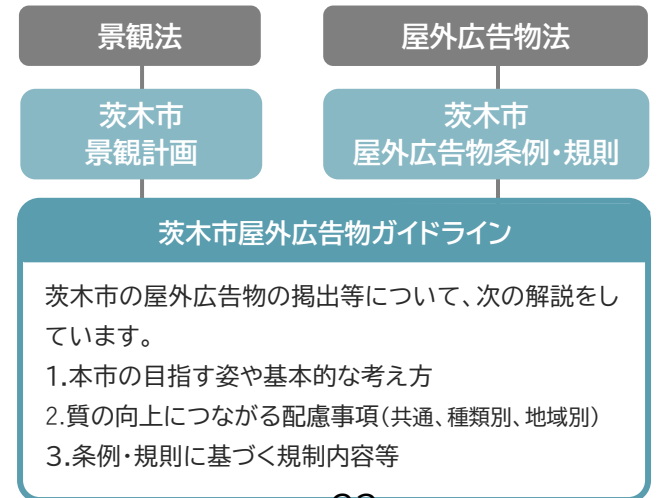
③地域別の配慮事項

- ・住宅地
- ・商業地
- ・工業地
- ・幹線道路沿道
- ・山間部

✕ 避けたい屋外広告物のイメージ ○ 望ましい屋外広告物のイメージ



屋上広告物は掲出を控え、壁面広告物などで代替する。



②屋外広告物の取組

屋外広告物の許可件数等

屋外広告物の許可件数 (R6は4～12月府条例と1～3月市条例の合計)

令和5年度	387件
令和6年度	382件
令和7年度	400件 (オンライン申請 42件)

※令和8年2月末時点

上記のうち、車両利用広告物の許可件数

令和5年度	0件 (車両利用広告物が許可申請不要だったため)
令和6年度	2件 (令和7年1月～3月)
令和7年度	13件

※令和8年2月末時点

景観形成地区における屋外広告物の事前協議

令和5年度	0件 (事前協議制度がなかったため)
令和6年度	7件 (令和7年1月～3月)
令和7年度	27件

※令和8年2月末時点



②屋外広告物の取組

屋外広告物適正化旬間パトロール

概要：大阪屋外広告美術協同組合とともに駅周辺などで屋外広告物を掲出している店舗を訪問し、安全性や申請制度についての周知を行う

日程：毎年9月10日（屋外広告の日）前後

訪問店舗数

令和6年度 32件
令和7年度 32件

パトロールによる申請件数

令和6年度 4件
令和7年度 6件



屋外広告物の安全点検のポイント

看板内部から錆びダレが流出している場合は危険信号です。早めに専門業者にお問い合わせください。

壁面広告物の場合

- 板面
 - はがれ
 - 汚れ
 - 破損
- 文字
 - シート・塗装はがれ
 - 汚れ
 - 欠落
- 本体
 - ゆがみ
 - 壁面からの浮き
 - さび
 - ビスの欠落
- 看板内部
 - 電飾の球切れ

突出広告物の場合

- 板面
 - はがれ
 - 汚れ
 - 破損
- 文字
 - ひび割れ
 - シート・塗装はがれ
 - 汚れ
 - 欠落
- 本体
 - ゆがみ
 - さび
 - ビスの欠落
- 看板内部
 - 電飾の球切れ
- ブラケット
 - 腐食
 - シートはがれ
 - 塗装はがれ

地上広告物の場合

- 板面
 - はがれ
 - 汚れ
 - 破損
- 文字
 - シート・塗装はがれ
 - 汚れ
 - 欠落
- 本体
 - ゆがみ
 - さび
 - ビスの欠落
- 電飾の球切れ
- 躯体
 - 鉄骨のさび
- 基礎
 - 腐食
 - ボルト・ナットのさび
 - ひび割れ

看板も設置後10年を経過すると、老朽化の予兆が見られはじめます。また、台風や地震の後も、問題が生じやすくなっています。

茨木市では、自主点検に加え、近接目視・打音検査などによる専門業者の安全点検を推奨しています。
この機会に専門業者による点検をご検討ください。

危険箇所は速やかに補修・撤去等を行いましょ

～早めの行動が、看板を掲出する皆さんとまちの安全・安心につながります～

底部の腐食により、側板の破損・落下や表示面板脱落のおそれがあります。

壁面とのつなぎ目の劣化は、水の浸入による内部の腐食を招き、落下の要因となります。

支柱根元の腐食は、支柱根元付近からの転倒の要因となります。

②屋外広告物の取組

屋外広告物除却・改修補助金

補助期間：令和6年7月～令和8年12月（2年6か月）

申請件数：令和6年度 10件（令和6年7月～翌年3月）

令和7年度 20件 ※令和8年2月末時点

市条例への適合に想定よりも時間が必要であり、助成制度利用が少ない...

⇒令和10年12月まで補助期間を延長

■ 広告物の除却

① 市域全域

これまで掲出の許可(府条例に基づく許可)を受け、市条例・施行規則の基準・区域に適合しなくなる広告物の除却・処分に要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
50万円

② 中央通り、東西通り (景観重要道路)

エリアに存する広告物の除却・処分に要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
100万円

■ 広告物の改修

① 市域全域

これまで掲出の許可(府条例に基づく許可)を受け、市条例・施行規則の基準・区域に適合しなくなる広告物を、同基準・区域とガイドラインに適合するように改修(製作・設置を含む)するために要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
50万円

② 中央通り、東西通り (景観重要道路)

エリアに存する広告物を、ガイドラインに適合するように改修(製作・設置を含む)するために要する費用(税抜)

補助率
50%

限度額
100万円

before



after



②屋外広告物の取組

屋外広告物行政における課題

(1)未申請物件について

→パトロールに加え、景観形成地区を中心に申請の指導を行う

(2)市条例に適合させるための除却・改修について

→個別に是正計画を立てることにより対応する

①景観形成の取組

②屋外広告物の取組

**③ストリートデザインガイドラインの
実現に向けた取組**

③ストリートデザインガイドラインの実現に向けた取組



みちクル社会実験 の取組概要

- ・ 2コア1パーク&モールにおける東西軸（中央通り・東西通り）を滞在や活動したくなる魅力的なメインストリートにしていくための取組。
- ・ 「みちクルプロジェクト」として、継続的な社会実験を行い、東西軸ストリートデザインガイドライン（R5年度策定）による景観形成を推進。

👉 ストリートデザインガイドラインの策定(R2～R5)



- ・ まずは、中央通り側道の道路空間再編（歩行者・自転車中心に転換）に向け、今年度の社会実験を実施しました。



1 社会実験の概要

社会実験 のねらい

👉交通 歩行者が安全・快適に通行できるか？

- ・ 普段より1.0m広がった歩行空間で、自転車を気にせず、周りを楽しみながら歩くことができるかを検証します。



👉交通 自転車”だけ”が通る空間は必要か？

- ・ 2.0mの自転車道を作って、歩行者や自転車がない空間での自転車の利用状況を検証します。



👉利活用 道路は通り過ぎるだけの場所か？

- ・ 道路空間の多様な利活用を試行して、さらなる地域の魅力向上の可能性を検証します。



みちクル社会実験 2025 道路空間をひと中心に！歩行者と自転車の社会実験を実施

日時 2025年10月17日(金)~11月3日(月・祝)

同時開催 JR駅前商店街ナイトバル 主催：JR駅前商店街ナイトバル実行委員会
いつもの道が素敵なナイトバルに！道路利活用の社会実験を実施

第1回	10月17日(金)・10月18日(土)	17時
第2回	10月24日(金)・10月25日(土)	21時

概要 週末限定で、参加店舗のテイクアウトメニューが楽しめます。道路上の飲食スペースでお召し上がりください。

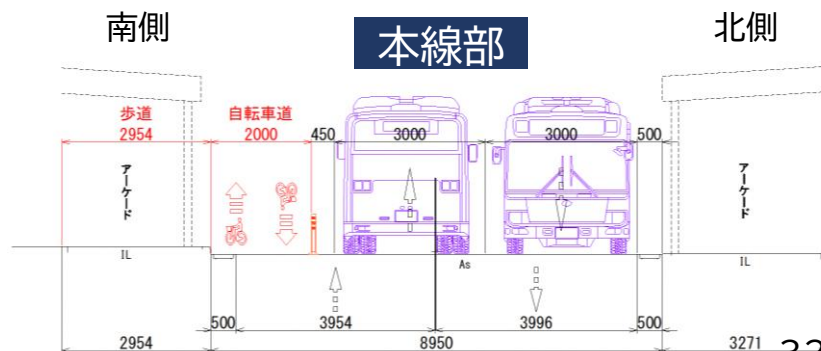
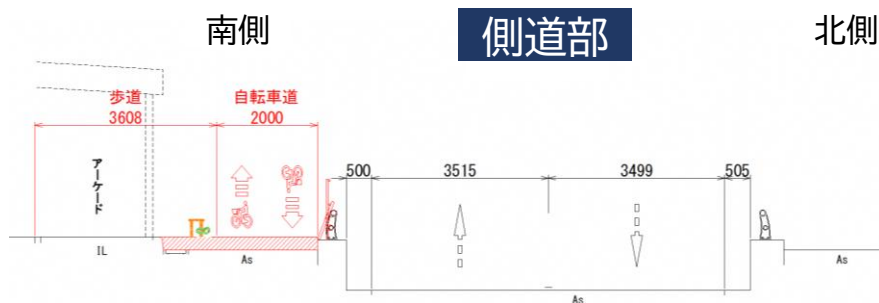
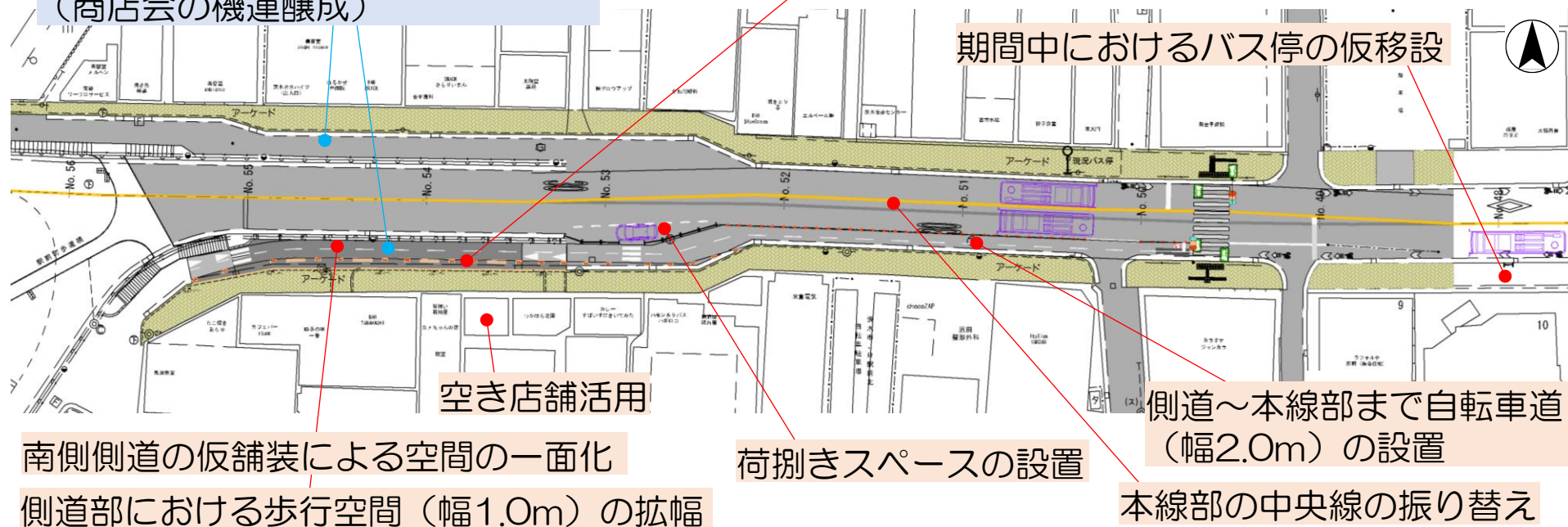


1 社会実験の概要

空間構成

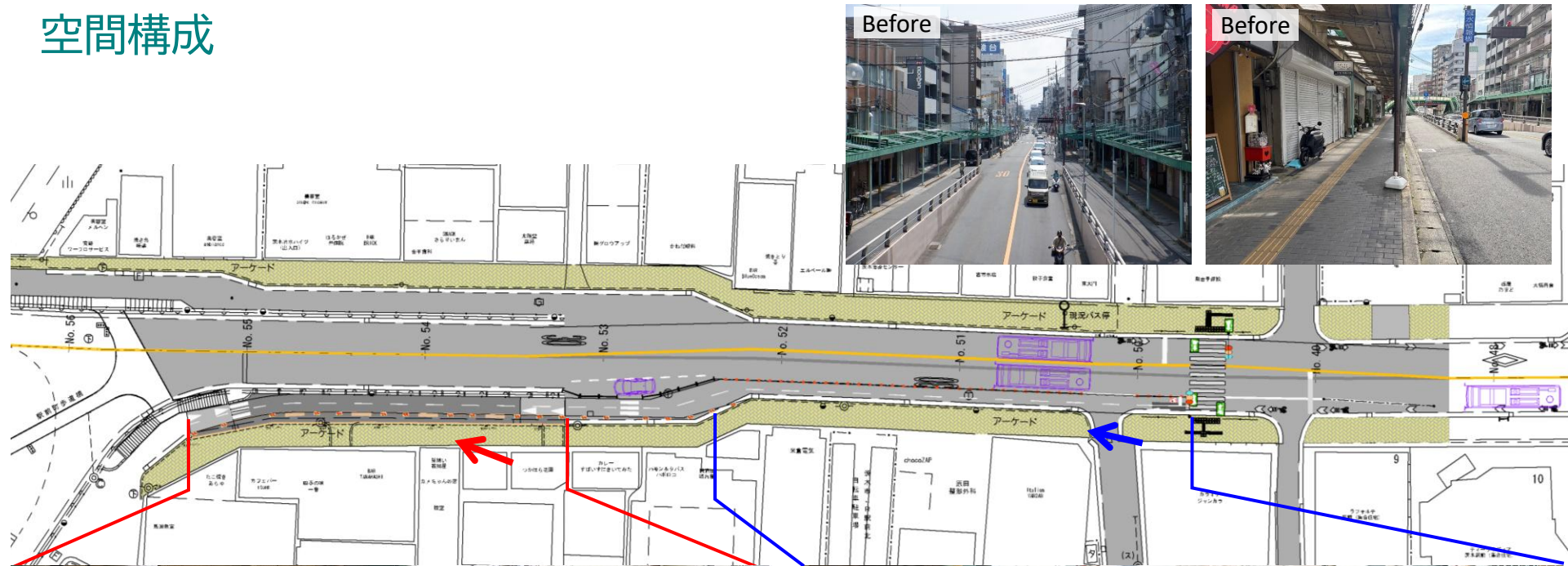
『商店会（実行委員会）主催』イベントの開催
北・南一体での利活用イベント実施
（商店会の機運醸成）

ストリートプランツによる憩いの演出
ベンチ設置による滞留空間の創出



1 社会実験の概要

空間構成



側道部



本線部



2 みちクルの景色

10月17日（金）・18日（土）JR駅前商店街のナイトバル

瞬間最大 約70人（満席状態）がソト飲みを楽しむ。

仕事終わりに立ち寄る人が多かったが、SNSを見てきた人やお店を探していて偶然立ち寄った人も見られた。



土曜日は、前日の様子を見て、子連れで来場される人も見られた。

10月24日（金）JR駅前商店街のナイトバル

先週に続き、満席状態。犬の散歩途中に毎回立ち寄る人も現れるなど、大盛況。

普段と違うにぎわいがあり良かった、様々な店舗の料理が食べられてよかった、との声。



2 みちクルの景色

10月19日（月）～11月3日（月） 交通検証

大きな混乱が生じることなく各交通主体が運用開始。



2.0mの幅員の中でストレスなく
自転車がすれ違うこともできた。



特に通勤時間帯には、駅に向かう自転車が快適に
走行する姿が見られた。



全体的にストリートファニチャーの利用は少なかった。
高齢者が休憩する姿や飲食する姿も見られた。



3 効果検証

各主体の意向・評価の調査

通行者(歩行者・自転車)、JR駅前商店会を対象にアンケート調査

- ・各主体の「通行しやすさ」について確認
- ・気になった箇所について確認 など



日常における利用状況の調査

事前事後の交通状況をビデオ撮影

- ・自転車の通行位置の把握
→歩道利用率の変化(事前事後の変化)
→自転車道の遵守率の変化(1週目・2週目の変化)
- ・自転車×歩行者の錯綜の把握 など



ナイトバル イベントの評価

来場者を対象にヒアリング調査

- ・ナイトバルへの意見や感想を確認
- ・中央通りの印象や将来イメージについて確認 など



検証項目1

歩行者が安全・快適に通行できるか？

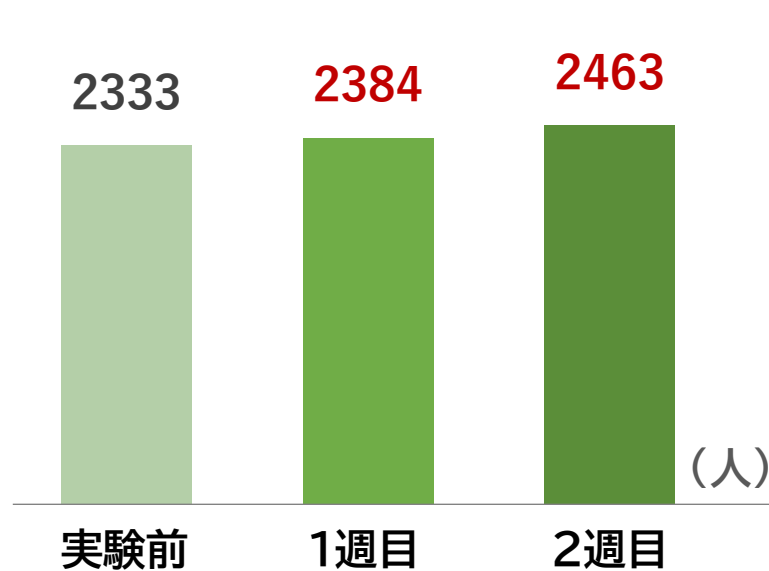
- ・ 普段より1.0m広がった歩行空間で、自転車を気にせず、周りを楽しみながら歩くことができるかを検証しました。



3 効果検証（通行者の声）

歩行者通行量の変化

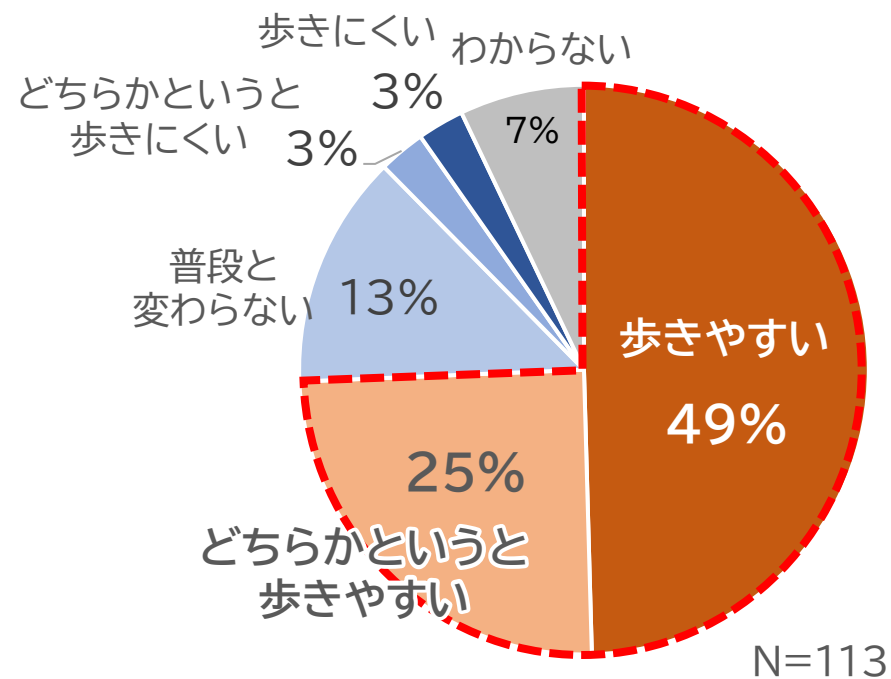
※自転車道(車道)・歩道を走った数



※ビデオ調査で収集したデータを後日計測
※各日の6時～9時、11時～14時、16時～19時の側道部の自転車交通量を合計した数値

期間中の歩行者通行量は、
緩やかに増加

歩道と自転車を分離した空間は
歩きやすいと思いましたが？



歩行者と自転車の分離に約7割が高評価
⇒「ひと中心の空間」への**手段として有効**

検証項目2

自転車”だけ”が通る空間は必要か？

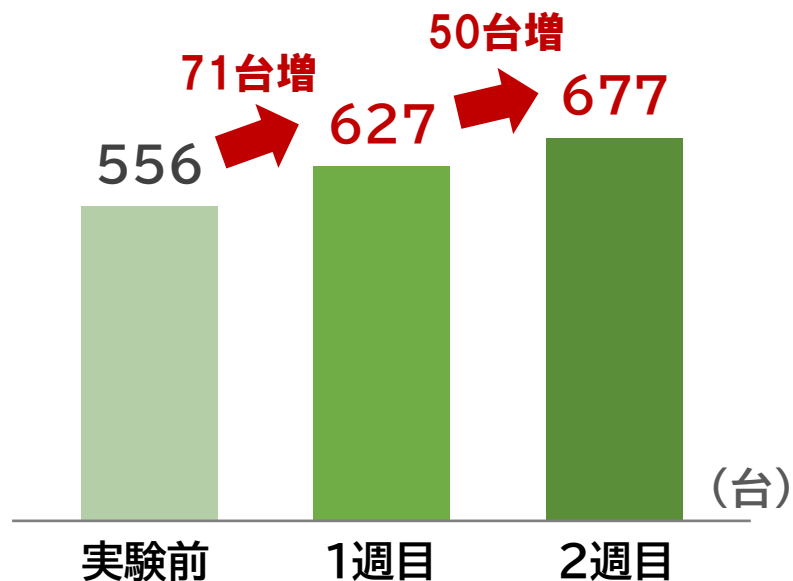
- ・ 2.0mの自転車道を作って、歩行者や自転車がない空間での自転車の利用状況を検証しました。



3 効果検証（自転車の利用状況）

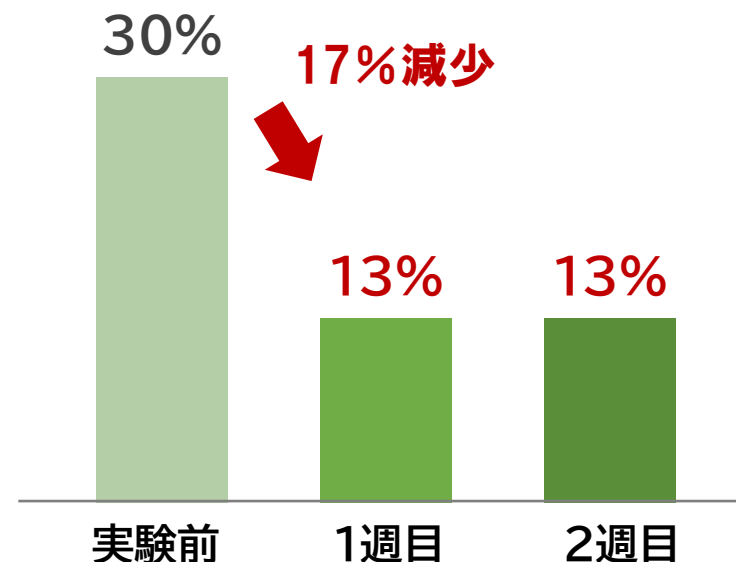
自転車交通量の変化

※自転車道(車道)・歩道を走った数



自転車利用者の誘導に成功
⇒ 多くの方が空間を好評価

歩道を自転車が走った割合



歩道を走る自転車が減少
⇒ 歩道上の混在が緩和

※ビデオ調査で収集したデータを後日計測

※各日の6時～9時、11時～14時、16時～19時の側道部の自転車交通量を合計した数値

検証項目3

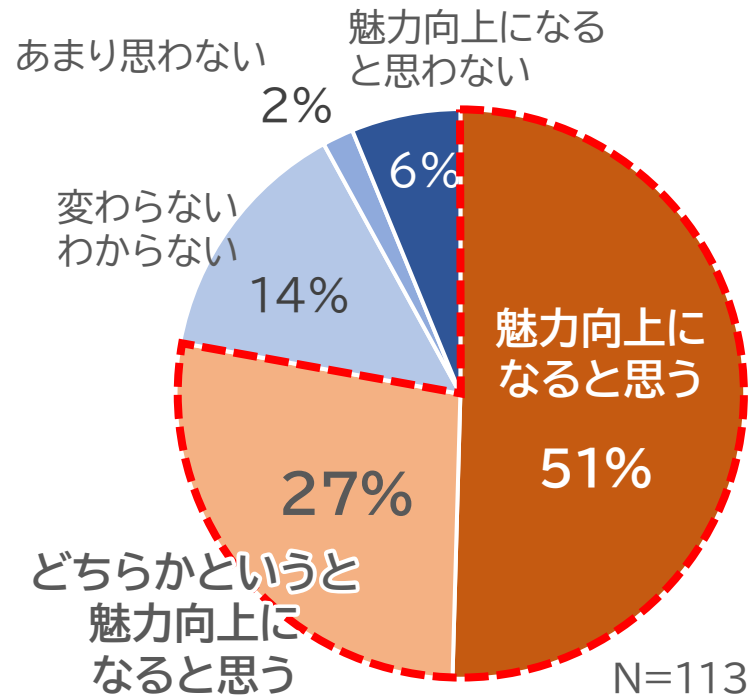
道路は通り過ぎるだけの場所か？

- ・道路空間の多様な利活用を試行して、さらなる地域の魅力向上の可能性を検証しました。



3 効果検証（通行者の声）

ひと中心の道路空間は
地域の魅力向上になると思いますか？



約8割の人が魅力向上に繋がると回答
⇒ **取組や方向性に概ね理解**



3 効果検証まとめ

●自動車への影響

- ・【好評】側道沿道に駐車場は無く、通行止めにしたことで対応が困難となる事案は無し
- ・【保留】店舗前での乗り降りや今までと同じように通りたいなど、不便さへの声は数件発生
- ・【課題】今回設置した荷捌きスペースが狭かったとの声は複数あり

●歩行者・自転車への影響

- ・【好評】歩行者と自転車を分離した空間に「歩きやすさ」や「走行しやすさ」から多くの好評
- ・【好評】実験期間中の自転車交通量が増加するなど、利用実態からも空間を評価
- ・【好評】分離されたことで、歩道上の混在も緩和

●空間への評価

- ・【好評】植栽（可動式）やベンチを設置したことで空間の居心地は向上
- ・【課題】アーケードや道路附属物は老朽化への意見も散見

●道路空間利活用への評価

- ・【好評】ナイトバルは、来訪者・参加店舗からは好評
→普段と違う空間を楽しめた／商店街の認知に繋がった／店舗同士のつながりができた 等
- ・【好評】商店会の実行委員からは、次回の開催に向けても前向きな声
- ・【課題】ナイトバルに参加していない店舗からは、実施に反対の声が少々
- ・【保留】その他のイベントは、沿道店舗との連携や今後の発展について検討

側道（南側）で実施し、**空間再編に支障となる事案は無かった。**

⇒令和8年度の側道（北側）での検証を経て、支障なければ空間再編に進みたい。